

インフルエンザで5日以内に登校再開の際に使用

学校感染症と出席停止について（通知）

下記の病気は他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いになりません。登校する際は、下記の治癒報告書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*出席停止期間は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。

< 治癒報告書 >

群馬県立太田女子高等学校長 様

年 組 氏名

上記の生徒は [_____] のため、出席停止となっておりますが、他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能と判断します。

■ 出席停止期間 [月 日 ~ 月 日]

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印